

○ニセコビュープラザ管理運営に関する規則

平成9年3月14日

規則第6号

改正 平成14年9月24日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、ニセコビュープラザ設置条例(平成9年ニセコ町条例第5号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、その管理運営に関する事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 ニセコビュープラザ(以下「ビュープラザ」という。)に、管理所長ほか必要な職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 ビュープラザの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは休館日及び時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後6時まで。
- (2) 休館日 毎年12月30日から翌年1月3日まで。

(使用の申込)

第4条 条例第5条第1項の規定に基づきビュープラザを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ使用申込書(別記第1号様式)を町長に提出し、承諾を受けなければ使用することができない。

(使用承諾書の交付)

第5条 町長は、前条の申込書について、適当と認めたときは、使用承諾書(別記第2号様式)を交付しなければならない。

(使用の制限)

第6条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用を承諾しないものとする。

- (1) ビュープラザの設置目的等を著しく害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び付属物件が、損傷されるおそれがあるとき。
- (3) その他公益上又はビュープラザの管理運営上支障があるとき。

2 ニセコ町外に居住する者の使用は認めない。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(承諾の取消し)

第7条 町長は、使用承諾した場合であっても、次の各号の一に該当すると認めたときは、

その使用承諾を取り消し、又は停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合、使用者の損害の責を負わない。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 使用目的を偽って使用するとき。

(使用料の免除)

第8条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するとき。
- (2) 地域振興上、町長が必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第9条 町長は、既に納入された使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰することのできない事由により、使用不能となったとき。
- (2) その他、町長が特別の事由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用を終了したとき、又は第7条の規定により承諾を取消、又は停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長が代って行い、その費用を使用者から徴収する。

(その他)

第11条 この規則で定めるほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日規則第20号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

ニセコビュープラザ使用申込書

年 月 日

ニセコ町長 様

団体名
申 込 者 住 所
氏 名 印
電 話

ニセコビュープラザを下記のとおり使用したいので申込みます。

使用日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
使用目的	
使用場所 (位置図別紙 のとおり)	フリースペース棟 (直売コーナー・ショップコーナー大・ショップコーナー小) 情報プラザ棟 m ²
使用料	円 ・ 免除
使用責任者 氏名等	住 所 氏 名 職 業 電 話
備 考	

別記第2号様式(第5条関係)

ニセコビュープラザ使用承諾書

年 月 日

様

ニセコ町長 印

ニセコビュープラザの使用を下記のとおり承諾します。

使用日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
使用目的	
使用場所 (位置図別紙 のとおり)	フリースペース棟 (直売コーナー・ショップコーナー大・ショップコーナー小) 情報プラザ棟 m ²
使用料	円 ・ 免除
使用責任者 氏名等	住所 氏名 職業 電話
備考	

別記第1号様式(第4条関係)

別記第2号様式(第5条関係)